

＜入札説明書等に関する質問に対する回答＞

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書	6	2.7.2	(4)				給食エリア 非汚染作業区域 諸室等	■調理ゾーンに記載されている「和え物コーナー」は、要求水準書にあります「和え物調理室」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	8	2.7.6		イ			事業者の収入	事業者が実施する配膳室の新設又は回収に係るサービス対価は令和10年に引渡したものは令和10年度に、令和11年度に引渡したものは11年度に支払うとありますが、配膳室の新設・改修に係る業務を早期に開始し、令和8年度・令和9年度中に完了・引渡しすることは可能でしょうか。その場合の支払いは令和10年度中になるとの認識でしょうか。	配膳室の新設又は改修に関しては、各年度に新設又は改修が予定されているすべての配膳室を市に引き渡した後、引き渡した配膳室に応じたサービス対価Bを支払います。このうち令和10年度より前倒して完了分を支払う場合、予め予算調整が必要なため、契約締結後、速やかに協議してください。なお、事業契約は、協議の結果を踏まえ、適宜見直します。
3	入札説明書	8	2.7.6.		ウ			サービス対価D	サービス対価Dの年4回の支払いは各回同額とのことですが、端数調整等による数円単位の調整は可能でしょうか。また、次段落「また、サービス対価Cは固定料金と、変動料金～」についてはサービス対価Dの誤記でしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
4	入札説明書	9	2.8			(イ)		事業の実施スケジュール(予定)	「配膳室の新設・改修に係る業務は、市から別途指示がない限り、令和12年3月までとする。」とありますが、配送校の工事の順番や施工時期などの協議調整は事前にされていますでしょうか。されているのであれば、情報開示をお願いします。	工事の順番や施工時期などに関する情報は、特にありません。
5	入札説明書	10	3.2					募集及び選定のスケジュール	落札者の決定から事業契約仮契約まで非常に時間がタイトです。仮契約と事業契約の成立まで2ヶ月を要しているため、仮契約に関してもう少し後倒しのスケジュールになりませんかでしょうか。	ご意見を踏まえ、落札者の決定及び公表を令和7年7月18日(金)から令和7年7月11日(金)に変更します。
6	入札説明書	11	3.3			オ		入札参加者の構成	入札参加者の構成員は、SPC から受託し、又は請け負った業務の一部について、第三者に再委託し、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該再委託又は下請負に係る契約を締結する前に市に通知し、再委託については承諾を得るものとする。 なお、上記にかかわらず、設計事業者、建設事業者、工事監理事業者、維持管理事業者及び運営事業者は、以下の業務に係る総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理について、第三者に再委託又は下請負人を使用することはできない。 とありますが、配膳室の整備業務のその設計・建設・工事監理業務については、工事の期間の制約、改修中学校が多数である特性及び地域経済への配慮などから、多くの京都市内の建設業者の参加を検討しています。従いましてその業務に係る総合的な企画判断ならびに業務遂行管理については第三者に再委託又は下請負人の使用を許可して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
7	入札説明書	11	3.3.1		ウ			①特別目的会社(SPC)への出資について	SPCの構成員である建設担当会社のサブとしてJVで施工する場合、SPCから工事を直接請け負うことになるが、この場合、JVサブの企業はSPC構成員扱いになるのか、協力事業者扱いとなるかご教示願います。	SPCから工事を直接請け負う場合には、SPCに出資する構成事業者、SPCに出資しない協力事業者のいずれかとしてください。なお、JVの組成は、事業者の提案に委ねますが、JVを組成する場合であっても、基本協定の当事者はJVではなく、個別の企業とします。
8	入札説明書	11	3.3.1		ウ			②特別目的会社(SPC)への出資について	JV名でSPCの建設担当構成員として参加した場合も、JVサブの企業は協力業者扱いとなるかご教示願います。	構成事業者、協力事業者のいずれかとしてください。
9	入札説明書	11	3.3.1		ウ			③特別目的会社(SPC)への出資について	②上記質問で可能な場合、JVサブの企業はSPCの構成員ではなく、SPCへの出資しなくても、JVサブとして参加することは可能かご教示願います。	構成事業者、協力事業者のいずれにするかは、提案に委ねます。
10	入札説明書	14	3.3.2	(3)				建設事業者	建設事業者は設計・建設業務の内(エ)の建設業務を担当する者のみと考えてよろしいでしょうか。それ以外の調理設備調達業務等は全構成員共通の資格で参画できると考えてよろしいでしょうか。	全構成員で、2.7.5.に示すすべての業務範囲を担当してください。各業務の分担は、提案に委ねますが、建設事業者は、最低限、設計・建設業務のうち建設業務を担当してください。
11	入札説明書	15	3.3.2.	(5)	ア			維持管理事業者の要件	「公共施設の維持管理業務を発注者から直接受注して完了した実績」とありますが、この「完了」とは、PFI事業のような長期事業であれば1年以上維持管理業務を受託した実績を以って「完了」に含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	15～16	3.3.3					地域経済への配慮等	「市内に本社、本店等の主たる事務所・営業所を有する中小企業(以下、「市内中小企業」という。)に参入条件を限定することはできないが、本事業の実施に当たっては、公契約基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、必要な資材・原材料・飲食物・消耗品等を市内中小企業から調達するなど、地域経済の振興にできる限り配慮すること。」とありますが、建設や改修工事に於いてもできる限りの配慮が必要との意図でしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	17	3.4.2.					入札説明書等に関する質問の受付	配膳室改修に伴う現地見学会が3月27日まで開催されますが、質問提出が2月21日までとなっております。それ以降の現地見学会の中で質問にて確認が必要となる内容があると想定するのですが、配膳室改修に限り追加で質問を受付いただけるようご検討いただけませんか？	配膳室改修に伴う現地見学会を踏まえた質問については、個別対話において質問してください。なお、個別対話の申込期限は3月21日(金)ですが、3月17日(月)から3月27日(木)の配膳室整備対象校の現地見学会で生じた質問は、3月28日(金)の正午まで受け付けます。これに伴い、個別対話の実施期間は、4月1日(火)から4月4日(金)に変更します。
14	入札説明書	21	3.4.7.	(2)	カ	(ア)		入札予定価格	税抜、税込両方の上限価格が記載されていますが、価格点の決定等は税抜金額に基づき算定され、税込の上限金額は入札の有効・無効の判断基準としてのみ用いられると理解してよいでしょうか。	落札者決定基準3.2.2.の入札価格の確認は、税抜・税込ともに確認の対象とします。また、落札者決定基準3.2.5.に基づく価格点の算出に用いる入札価格は、税込とします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
15	入札説明書	22	3.4.7	(2)	キ			サービス対価A-1	初期調達費消費税相当額は、様式30-4①の消費税相当額と御座いますが、「様式30-4①」の消費税相当額(B85)という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	入札説明書	22	3.4.7	(2)	キ			サービス対価A-1	様式29-1など消費税を含めずに記載する様式については、入札説明書3.4.7.(2)キの算出式で計算した額(サービス対価 A1税込額)から入札説明書3.4.7.(2)キ※ 3の初期調達費消費税相当額を差し引いた額(サービス対価 A1税抜額)を記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	入札説明書	22	3.4.7.	(2)	キ			サービス対価A1	サービス対価A1が、交付金算定基準や補助単価の変更に伴って変更となることは、事業者がコントロールできるリスクではありませんので、この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合には、貴市の負担として頂けますか。	原案のとおりとします。
18	入札説明書	22	3.4.7.	(3)	ク			入札時算定用年間提供食数	年間食数の算定方法は、配送校の生徒及び教職員数×年間提供食数(204日以下①)もしくは学校平均176日(以下②)どちらで試算すればよろしいでしょうか。 ①令和10年度 20,138食×204日=4,108,152食/年間 ②令和10年度20,138食×176日=3,544,288食/年間	②となります。 ただし、学校や学年等によって、給食実施日が異なるため、全市統一の給食実施日ではないことにご留意ください。
19	入札説明書	23	3.4.7	(2)	サ			契約保証金	設計・建設期間中の契約保証金は事業契約の効力が発生する日に納付とございますが、「事業契約の効力が発生する日」とは事業契約の仮契約締結日ではなく、京都市会の議決による事業契約の成立日という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	24,25	3.4.7.	(2)	サ	(イ)		契約保証金	「開業準備期間及び維持管理・運営期間については、本件施設引渡日までに、2年度のサービス対価D(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の10分の1以上に相当する額を契約保証金として納付する」とありますが、この「2年度」とは「令和11年度」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	入札説明書	25	3.6.1.					基本協定の締結	市は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがあるとのことですが、本違約金についても基本協定書と同様に、帰責性を有するものが連帯して負担する理解で宜しいでしょうか。	原案のとおり、落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、帰責性に関わらず、全構成員が連帯して、違約金を負担することとします。
22	要求水準書	9	1.4.7					本件敷地用地の概要	本敷地内に、事業者従業員の駐車場を整備した際、駐車場料金はかからないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	10	1.4.7					表中:既存構造物	建物や防球ネットの他に、地中工作物等があれば位置及び規模等をご教示ください。(例えば、防火水槽など)	本件施設用地の南東角付近地下に、本市が所有する防火水槽(100㎡相当1基)が設置されており、地域の防災機能を有していることから、設計・建設期間中や給食事業の運営開始後も、その機能を維持する必要があるため、事業者にて提案時までに消防局所管課に対応を確認してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
24	要求水準書	17	2.2.1					事前調査業務	「土壌汚染対策法に基づく届出、報告等が必要な場合、事業者が行うこと」とは届出者名を京都市ではなくて事業者で実施するという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。手続きの詳細は、環境政策局所管課に確認してください。
25	要求水準書	17	2.2.2					事前調査業務	本件施設用地内の既存構造物の撤去に伴うアスベストの調査資料5－3にありますが、各配膳校の改修工事に伴うアスベストの調査の資料がありましたらご提示頂けますでしょうか。アスベスト調査が必要となりましたら、想定されている改修工期の前に調査は可能と考えて宜しいでしょうか。	各配膳校の改修工事に伴うアスベストの調査の資料はありません。アスベスト調査が必要となりましたら、想定されている改修工期の前に調査は可能です。
26	要求水準書	17	2.2.2		ア			既存構造物の解体撤去業務	既存構造物の解体に伴い、埋設されているインフラの位置等が分かる資料はございますでしょうか。	埋設されているインフラの位置等が分かる資料はありません。
27	要求水準書	17	2.2.2		イ			既存構造物の解体撤去業務	既存構造物に残されている備品等の品名、数量等が確認できる資料はございますでしょうか。	基本的に、構造物以外の備品等は、解体工事までに処分されます。
28	要求水準書	17	2.2.2		イ			既存構造物の解体撤去業務	既存構造物に残されている備品等の廃棄に付き、一般廃棄物も事業者が撤去・処分するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	17	2.2.2		ウ			既存構造物の解体撤去業務	アスベストは資料5－3以外にはないという理解でよろしいでしょうか。本件施設のアスベスト調査は必要ないという理解で宜しいでしょうか。	資料5－3以外は確認できておりませんが、必要に応じて調査を行ってください。
30	要求水準書	17	2.2.2					既存構造物の解体撤去業務	既存構造物に残されている備品等の廃棄に付き、PCB等はございませんでしょうか。ご教示ください。	必要に応じてPCB調査を行ってください。PCBの存在が確認された場合には、対応を協議します。
31	要求水準書	19	2.2.4		ア	(コ)		建設業務	周辺地域の水枯れなどの被害とは、周辺の井戸を想定されていますでしょうか。京都市で把握されている周辺の井戸の利用に付き資料はありますでしょうか。ご教示ください。	前段につきましては、周辺の井戸は想定していませんが、水枯れに係る苦情等があった場合には、事業者にて対応してください。後段につきましては、周辺の井戸の利用に係る資料はありません。
32	要求水準書	19	2.2.4		ア	(シ)		建設業務	「本件施設用地内において、事業実施の支障となる地上工作物等及び合理的に資料から存在が確認できる地下埋設物等がある場合には撤去を行うこと。」とありますが、資料から存在が確認できない地下埋設物等が発生した場合は、不可抗力による増加費用の扱いとして、別途清算協議をさせていただけるの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	19	2.2.4		ア	(ス)		建設業務	近隣で実施予定の塔南高校の解体工事以外の京都市の工事がありましたら時期や期間をご教示ください。	事業者決定後に適宜お示しします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
34	要求水準書	19	2.2.4		ア	(ス)		建設業務	「近隣で行われる市の発注工事(塔南高校校舎解体撤去工事等)との連携や調整に配慮すること。」とありますが、公告等の前に解体工事に関するスケジュールや施工手順などの情報開示をお願い出来ますでしょうか。	事業者決定後に適宜お示しします。
35	要求水準書	19	2.2.4		ア	(ス)		建設業務	「近隣で行われる市の発注工事(塔南高校校舎解体撤去工事等)との連携や調整に配慮すること。」とありますが、本件施設工事における、仮設用地や駐車場として支障が無い範囲・期間で解体予定敷地の使用をご検討頂けないでしょうか。	原則、本件敷地以外の使用は不可とします。
36	要求水準書	20	2.2.5					配膳室新設・改修業務	洛風中学校の玄関廻りの竣工図はありますか。	貸与図面(USBデータ)のうち、建築図面「京都市立洛風中学校大規模改修工事 ただし、建築主体その他工事」のNo.37「1階改修平面詳細図-1」を参照してください。
37	要求水準書	20	2.2.5					仮配膳室の整備について	仮配膳室の室内はどこまで改修整備をする必要があるのかご教示願います。 床・壁・天井も含めて配膳室と同等の仕上げにする必要があるのでしょうか 手洗い設備やシンクなども配膳室と同様に設置し、それに伴う給排水設備工事や空調設備の整備も必要となるのでしょうか	仮配膳室の仕上げ工事、手洗い設備やシンクなどの設置、給排水設備工事や空調・換気設備の整備の可否につきましては、配膳室の施工が完了するまでの期間中、衛生面、機能等に支障がなく配膳ができるのであれば、提案に委ねます。 その他、照明器具、窓の改修の可否につきましても、衛生面、機能等に支障がなく配膳ができるのであれば、提案に委ねます。
38	要求水準書 資料12配膳室整備計画	20	2.2.5.		イ ウ エ			配膳室改修 全校共通	配膳室改修について、既存設備解体撤去に影響のない壁・天井・床・照明器具・空調設備等は既存のまま利用出来ると考えて良いでしょうか？	改修後の配膳室は、今後更に15年間程度使用することになるため、改修後の配膳室の内装・照明・空調換気設備は、原則、更新が必要です。
39	要求水準書 資料12配膳室整備計画	20	2.2.5.		イ ウ エ			配膳室改修 洛北中学校	洛北中学校については配膳室を新設する計画ですが、空調設備・照明器具等再利用可能なものは既存のものを利用して良いと考えてよろしいでしょうか？	他の学校の配膳室と同様とします。
40	要求水準書 資料12配膳室整備計画	20	2.2.5.		イ ウ エ			配膳室改修 洛北中学校	洛北中学校については配膳室を新設する計画ですが、既存配膳室については特に改修は必要ないと考えてよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
41	要求水準書 資料12配膳室整備計画	20	2.2.5.		イ ウ エ			配膳室改修 仮配膳室について 全校共通	仮配膳室について、壁・天井・床・照明器具等は現状のままで利用とし、特に改修は必要ないと考えてよいでしょうか？	No.37を参照してください。
42	要求水準書 資料12配膳室整備計画	20	2.2.5.		イ ウ エ			配膳室改修 仮配膳室について 全校共通	仮配膳室について、窓は現状のままで利用とし、特に改修は必要ないと考えてよいでしょうか？	No.37を参照してください。
43	資料12配膳室整備計画	20	2.2.5.		イ ウ エ			配膳室改修 仮配膳室について 全校共通	仮配膳室について、給排水設備が無い学校については既存配膳室の給排水設備を利用とし、増設の必要は無いと考えてよいでしょうか？	No.37を参照してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
44	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			配膳室 改修共通	衛生上と長寿命化の観点より、学校毎の状況は問わず改修配膳室の内装・照明・空調換気は更新が必要でしょうか。見学时に再利用可能と思われる仕上げや設備は既設利用でもよろしいでしょうか。	No.38を参照してください。
45	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			配膳室 改修共通	改修配膳室の学校間仕切り及び外部アルミサッシは機能上問題なければ既設利用と考えると宜しいでしょうか。	事業期間中、衛生面、機能面、耐久性に支障がなく使用できるものであれば、提案に委ねます。
46	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			配膳室 改修共通	改修配膳室の感知器、インターホン、スピーカーは器具及び配線共既設再利用と考えると宜しいでしょうか。	再利用に問題のないものはご理解のとおりです。再利用に耐えられないものは交換等をしてください。
47	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			配膳室 改修共通	改修配膳室の照明設備改修が必要な場合、器具のみの更新と考え、配線は既設利用と考えると宜しいでしょうか。	器具のみ更新とします。ただし、照度がJIS照度基準に満たない場合は、追加や器具の再配置などを検討してJIS照度基準を満たすようにしてください。
48	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			配膳室 改修共通	学校敷地内で雑排水が整備されていない(雑排放流が出来ない)学校がある場合、配膳室の改修では既設同様に雨水放流と考えると宜しいでしょうか。	臭気の問題もあるため、雑排水系統が近傍にない場合でも原則、雨水放流とせず、延長する等して雑排水系統に接続してください。
49	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			配膳室 改修共通	給排水設備の改修は器具のみとし、接続配管(埋設など・内外共)は既設利用と考えると宜しいでしょうか。	再利用に問題がなければ、既設利用も可とします。
50	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			配膳室 改修共通	既設動力盤は再利用と考えると宜しいでしょうか。	再利用に問題がなければ、既設利用も可とします。
51	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			仮配膳室 改修共通	仮設配膳室は可能な範囲で内装・照明・空調・給排水は既設利用と考えると宜しいでしょうか。	No.37を参照してください。
52	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			仮配膳室 改修共通	仮設配膳室設備について、既設に空調・換気・給排水が無い場合は整備不要と考えると宜しいでしょうか。	No.37を参照してください。
53	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			仮設 共通	夏季休暇中の学校閉庁日はありますか。また、その間の工事は可能ですか。	前段につきましては、夏期休暇中の学校閉鎖日はあります。後段につきましては、学校と調整が整えば工事は可能です。
54	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			仮設 共通	生徒動線について、夏季休暇中は利用者人数低減を考慮して迂回等の仮設ルートを想定しても宜しいでしょうか。	学校と調整が整えば、左記の仮設ルートの想定は可とします。
55	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			仮設 共通	工事期間中は各学校の敷地内で工事ヤード(車両、資材)をお借りできると考えると宜しいでしょうか。	学校と調整が整えば、ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
56	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			解体 共通	改修範囲(現配膳室、仮配膳室、廊下など)の建材はアスベスト含有無しと考えて宜しいでしょうか。	図面や現地調査等からアスベスト含有の有無を想定の上、適切に対応してください。
57	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			解体 共通	改修範囲(現配膳室、仮配膳室、廊下など)の空調及び照明器具はノンフロン、PCB含有無しと考えて宜しいでしょうか。	空調についてはフロンガス冷媒を使用しています。照明器具については、No.30を参照してください。
58	要求水準書 資料12 配膳室整備計画	20	2.2.5.		イウエ			資料請求	浄化槽利用されている学校の浄化槽資料を提供頂くことは可能でしょうか。(検査結果など。処理方法の分かるもの)	対象校に浄化槽を利用している学校はありません。
59	要求水準書	21	2.2.5		ウ	(イ)		配膳室新設・改修 業務	「事業契約～令和12年3月 長期休業期間等を活用すること。」とありますが、適宜、誘導員配置と施工管理者を配置して、安全対策を執るほか、学校活動に支障が無い場合は、毎週土曜日、日曜日の工事施工は可能と考えても宜しいでしょうか。	工事の施工は平日を基本とします。ただし、学校と調整が整えば、可とします。
60	要求水準書	22	2.2.5		オ			配膳室新設・改修 業務	既存配膳室に残されている什器や備品の品名や数量が分かる資料はありますでしょうか。	既存配膳室に残されている什器や備品の品名や数量が確認できる資料はありません。
61	要求水準書	22	2.2.5		オ			配膳室新設・改修 業務	既存配膳室に残されている什器や備品の廃棄に付き、事業者が撤去・処分するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。撤去・処分する什器・物品は報告していただきます。
62	要求水準書	25	2.2.13		ア	(オ)	a	竣工検査及び引き渡し業務	竣工検査時の室内濃度測定を実施が必要な部屋をご教示ください。	本件施設の全室となります。
63	要求水準書	25	2.2.14		ア			説明会等支援	市が予定されている説明会等の具体的な内容と予定されている回数に付きご教示ください。	事業者決定後に協議します。
64	要求水準書	28	4.1.3		オ	(ア)			「検査結果により衛生管理上の問題がないことを確認した場合を除く」とありますが、この場合「確認」を行うのは事業者側で問題ないでしょうか。それとも市側になるでしょうか。	確認を行うのは事業者ですが、確認後、速やかに確認した内容を市に報告してください。
65	要求水準書	30	4.1.7			ア		大規模修繕の考え方	事業期間中に大規模修繕が必要となった場合は、事業者が実施することとありますが、本事業期間中は大規模修繕工事が無いものとして考えております、必要となった場合はどのような場合でしょうか。また、事業費に大規模修繕費が見込まれているのでしょうか。ご教示ください。	設計や工事の不備(事業期間中に大規模修繕が発生しない計画となっていないことを含む)等、事業者の責により大規模修繕が必要となった場合を想定しています。事業者の責により事業期間中に大規模修繕が必要になった場合には、事業者の負担にて大規模修繕を行う必要のあることに留意してください。 なお、事業期間中に大規模修繕は発生しない前提であるため、事業費には大規模修繕費は見込んでいません。
66	要求水準書	46	5.3.1		イ	(ア)	k	調理の基本方針	項目内にあります「…自動記録装置等により記録すること。」の部分について、HACCPの概念に基づく庫内の適切な温度管理を目的としているものと理解し、手動でも経時変化を記録することで適切に温度管理できるのであれば、必ずしも温度管理システムを導入する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
67	要求水準書	49	5.3.1		ウ	(ア)		配送車	配送車を新車にて調達するにあたり、現在、デリバリーで給食を提供している車両の大きさ(全長・全幅・全高)をご教示ください。	現在の選択制中学校給食では、2トントラックを使用し配送しています。
68	要求水準書	50	5.3.1		ウ	(ウ)	a	パンの集荷・配送	パンの集荷が6時から8時までとありますが、そこから学校に配送するにあたり時間の制限(●時以降しか配送できない等)はありますでしょうか。	基本的にありませんが、事業者決定後、各校との調整が必要になります。
69	要求水準書	52	5.3.1			(エ)	m	嘔吐物	「配送校での嘔吐発生時において、嘔吐物の付着した食器・食缶等は配送校にて消毒を実施する」とありますが、消毒は学校が行うのでしょうか。	学校で消毒を行います、「消毒済みであるが、嘔吐物が付着した食器類」であることがわかるように、他とは分けた状態(ビニール袋等に入れる)で回収を行い、再度センターで消毒業務を行っていただくことを想定しています。
70	要求水準書	77	6.2.5				b	研修室	60名程度収容可能な広さとすること。とありますが質疑回答249では最大80名の見学者との回答があります。研修室の収容については60名でよいということでしょうか。	研修室(60名)と小会議室(20名)の間の可動式のパーティションを取り外すと、最大80名を収容できる1室となることを想定しています。
71	要求水準書	80	6.2.6	a				事業者用トイレ	事業者の事務職員においても調理従事者と同様に検便等の衛生管理を満たしてる場合であれば、調理従事者用トイレと事業者用トイレを区分せず兼用してもよろしいでしょうか。	原則として、別に設置してください。
72	要求水準書	80	6.2.6				b	配送員用控え室	コンテナ室以内とは、配送業務の従事者はコンテナ室での食缶積みやコンテナを動かすことを手伝うことは認めないということでしょうか。配送風除室でのトラックへの積み込み補助は可能でしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、配送風除室に入るまでに、手洗いを行い、適切な服装であれば、配送風除室でのトラックへの積み込み補助は可とします。
73	要求水準書	81	6.2.7					表中:駐車場	大型バスが施設内に出入りする時間帯をご教示ください	午前中を想定していますが、午後に入出入りする可能性もあります。
74	要求水準書	82	6.3.1		ア	(ア)	d	誘導ブロック	「歩行者用通路歩道には視覚障がい者用の誘導ブロックを設置すること」とありますが、敷地外の歩道から、主要出入口(来客用)までの1つのルートに対して、設置すると考えてよろしいでしょうか。	左記の内容も含め、提案に委ねます。
75	要求水準書	82	6.3.1		ア	(ア)	l	洗車スペース	「配送車の洗車スペースを設けるとともに、油等による汚染に配慮した設備を設けること。」とありますが、洗車スペースは1台とし、その範囲に降った雨水に対して、雨水分離槽を設けると考えてよろしいでしょうか。	洗車スペースの台数、油等による汚染処理方法とも、提案に委ねます。
76	要求水準書	86	6.3.1		カ	(ウ)		木質化	木質化が必要な箇所は事業費に影響しますので、事業決定前に示していただけないでしょうか。難しければ提案に委ねることとしていただけますでしょうか。	木材利用量を算定するための延べ面積から、衛生面・機能面等により木材を使用することが適さない室等の面積を除外できることを想定しています。あわせて、木質化が必要な箇所についての考え方について、要求水準書の当該項目を修正します。
77	要求水準書	86	6.3.1		カ	ウ		意匠等	なお、具体的に木質化が必要な箇所については、別途、事業者決定後に示す。とありますが、提案時に見積が出来ないため京都杉木の使用については、別途精算をお願いできますでしょうか。	No.76を参照してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
78	要求水準書	87	6.3.1		ケ	(ア)	e	CASBEE	「Aランクの評価を取得すること。」とありますが設計者による評価とし、市へ届出を出す考え方でよろしいでしょうか。(第三者機関による「CASBEE評価認証制度」を取得することは想定しておりません)	ご理解のとおりです。
79	要求水準書	99	6.3.7		ウ	(エ)		配食器具	配食器具は、食器かごの空きスペースに載せて提供するとありますが、より効率的に使用できるように別途専用の配食器具かごへ収容する運用としてもよろしいでしょうか。	左記の運用も可とします。
80	要求水準書	101	7					付帯事業	本件施設の使用料について、「付帯事業を実施しようとする際には、使用料を市の「行政財産の許可使用に関する使用料条例(昭和3939年条例第8080号)」の規定に基づき市に納める」記載があり、実施方針等に関する質問・意見への回答No298では「事業者決定後に協議します。」との回答でした。使用料が発生する、しないにより、「付帯事業の料金」設定が変わってきます。提案時において「付帯事業の料金」は使用料を含まないものとして提案してもよいでしょうか。	提案時において「付帯事業の料金」は使用料を含まないものとして提案することは可としますが、事業者選定後に使用料の取り扱いを協議します。なお、当該使用料については事業者負担とします。 参照条例は「京都市公有財産及び物品条例(昭和39年条例39号)」に要求水準書を修正します。
81	要求水準書	101	7					付帯事業	「付帯事業の内容等により市が実施を認めない場合がある」とありますが、具体的に認められない事業を例示いただけませんか。事業者としてある程度リスクを取らなければ、貴市が期待する付帯事業を実施することができないと考えます。付帯事業に関しては、独立採算で構成員が行う場合、詳細なマーケット分析や収支計画を実施しなければ、長期間にわたり付帯事業を継続させることは難しいと考えます。また、本事業は給食センターであり、付帯事業により幅広く多数の利用者が増加することにより、衛生面や環境面でのリスクが発生することになります。	「要求水準書/7/ウ」に示すとおりです。
82	要求水準書	107	8.2.2.					記載内容等	「維持管理業務責任及び運営担当者」とは、具体的にどういった内容を想定されていますでしょうか。	氏名、所属企業、連絡先等を想定しています。
83	要求水準書	108	8.2.2					維持管理・運営業務に関する報告書等	モニタリング報告書を翌月10日までに提出とありますが、要求水準書P10の市の行うモニタリングに協力するための事業者のセルフモニタリング報告書との理解でよろしいでしょうか。その場合、翌月10日とは市の定期モニタリングに合わせ毎月10日との理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、定期モニタリングの日程は、事業者選定後に協議により決定します。
84	要求水準書	109	8.2.2.					健康管理結果報告書	記載対象の従業員は、非常駐従業員(維持管理業務責任者)等も含む想定でしょうか。	維持管理企業の非常駐従業員(維持管理業務責任者)は想定していませんが、提案は妨げません。
85	資料12 配膳室整備計画	4						中学校No.04 衣笠中学校	衣笠中学校の配膳室整備計画について配膳室を4ヶ所設置する計画をしておられますが、それぞれの配膳室で何クラス分の配膳が必要か教えて下さい。	正門西側は3クラス程度、プール東側は5クラス程度、駐車場東側は4クラス程度、一番北側は5クラス程度の計17クラス(普通学級13クラス、育成3クラス、職員室1部屋分)を想定しています。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
86	資料12	No16						配膳室候補について	「玄関を配膳スペースとして改修し、配膳業者が1F玄関まで運搬し、配膳員等が各教室まで運搬する事を想定する」との記載ですが、配膳方法は、原則としてコンテナから生徒に直接受け渡すことを想定で、洛風中学校に於かれましても生徒に直接受け渡すことでよろしいでしょうか。	洛風中学校についても、配膳員が、直接生徒に受け渡すことを想定します。 ただし、洛風中学校については、施設の構造上、以下のとおり運営することとします。 ・事業者が教室階まで運搬し、生徒に受け渡す。 ・生徒に受け渡す直前まで、適切な保管場所(教室階に限らない)において他校の配膳室と同等の衛生管理を行う。 ・なお、生徒に受け渡すまでの保管場所については、建物の構造上、必ずしも壁等で区画されているスペースでなくてもよく、適切に温度管理ができる保管庫等を活用することも可能とする。
87	資料12配膳室整備計画							配膳室改修外構工事 全校共通	排水経路について牛乳を排水に流さない計画とする場合は、特に改修は必要ないと考えてよいでしょうか？	牛乳を排水に流さない計画とするほか、牛乳パックを洗浄しない計画とする場合は、ご理解のとおりです。
88	資料12配膳室整備計画							配膳室改修外構工事 全校共通	配送車の進入等に支障となる植栽(高木含む)の伐採は可能でしょうか？	ご理解のとおりです。実施に当たっては十分に学校等の意向を調整することとします。
89	様式集	3	1.5.3	(3)				企業名	「入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないこと」とあります。構成員に該当しない下請け企業、融資金融機関、バックアップサービサー等については企業名を記載しても差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	様式集	3	1.5.3	(3)				図面集	入札参加グループの構成員の企業名を特定又は類推できる表記及びロゴの表示は一切しないこと、との記載がございますが、入札参加グループに属さない企業を提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	No.89を参照してください。
91	様式集(Word)		1.5.3.	(3)				企業名	「(3)様式26、27以外の提案書には、入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないこと。」とありますが、構成員以外の企業(例えば下請企業や金融機関、保険会社など)を提案書内で記載する場合は、企業名を記載しても問題ない認識で宜しいでしょうか。	No.89を参照してください。
92	様式集	2	1.5.3	(5)				様式26.27	様式26、27を正本のみ綴じる以外は正本には企業名対応表を別途付ける形とし、提案内容は副本と同じの対応でも問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
93	様式集	3	1.5.3	(5)				提出方法	本案件は61校の配膳室ごとの見積書、配膳室ごとの什器備品の見積書を提出するため、提出する書類の分量が多くなります。必須項目提案書と加算項目提案書は別冊として提出してもよろしいでしょうか。	必須項目提案書と加算項目提案書は別冊にすることに変更します。様式集を修正します。
94	様式集	3	1.5.3.	(7)				提出データ	「提案書の文書の検索やコピーができる形式」とありますが、提案書本文について検索やコピー可能であればよく、Word上では作成できない図表内のテキストについては検索やコピーが出来なくても差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
95	様式集	4	2.2	(1)				調理設備配置図について	指定されている枚数では、機器配置が見やすい形でご提示できないと考えております。調理設備配置図の枚数については任意としていただけないでしょうか。	枚数は任意としますが、過大な枚数とならないよう配慮してください。
96	様式集							押印の扱い	様式9-3及び様式23のみ押印個所の記載がありますが、その他様式は押印不要との理解でよろしいでしょうか。また、事業者の押印が必要な個所については、使用印鑑届で届け出ている契約印での捺印で差し支えないでしょうか。	様式9-3及び様式23を含め、押印はすべての様式で不要とします。様式集を修正します。
97	様式集							入札参加資格申請書	入札参加資格審査書類に記載する会社情報は、本社住所または貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名のどちらか、ご教示ください。	入札参加有資格者名簿に登載されている支店名等としてください。
98	様式集							入札参加資格申請書	代表企業以外のグループ構成員で、設計・建設・工事監理・維持管理・運営業務以外を委託する企業が個別に提出書類は、様式9-1または様式9-2のいずれか及び様式10(参加名簿に登録されていることを示す書類)の2点で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	様式集							復代理人の定義	様式9-3で提示する復代理人とは、支店や営業所の者へ委任する際に用いる様式であり、委任事項の行為全てを本社の者が行う場合には提出不要との理解でよいでしょうか。	代表事業者が様式9-3に示す委任事項を別の者に委任する場合に限って、様式9-3を提出してください。ご質問の場合は、ご理解のとおりです。
100	様式集		様式11					事業実施体制	設計事業者、建設事業者、工事監理事業者、維持管理事業者、運営事業者のいずれにも属さないその他事業者については、様式11のグループ内の位置づけにその他事業者と記載すれば、その他に添付する書類は不要という理解でよろしいでしょうか。	様式10に示すその他企業の添付書類が必要となります。
101	様式集(Word)							様式11(事業実施体制)	「本事業における役割」等が記載されている[]グループの表の下にあるテキストボックスの中には何を記載する想定でしょうか。グループの概要図等を記載すればよいのでしょうか。	入札参加グループ構成員・設立する特別目的会社・金融機関など、本事業に関係する各種主体それぞれの役割や相互関係が把握できるように事業実施体制を図表等を用いて記載してください。
102	様式集							様式25	入札価格(消費税及び地方消費税相当額を含む)は様式29-1の各サービス対価の消費税を加算した金額を記載でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	様式集							様式29-4	千円単位にて記載と御座いますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	様式集							様式29-4	DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない(元利金は優先ローン借入のみとして算定)場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
105	様式集							様式29-4	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんか。	DSCRの計算について、各口座への振替金額をベースに計算することも可としますが、その場合には当該計算方法を採用していることがわかるよう明記してください。
106	様式集							様式29-4	各評価指標は小数点第二位まで記載(小数点以下第三位を四捨五入)などのご指定は御座いますでしょうか。	小数点第二位まで記載(小数点以下第三位を四捨五入)とします。
107	様式集(Excel)							様式30-4⑥ (配膳室新設・回収工事内訳書)	本様式は中学校毎(61校分)に作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	様式集(Excel)							様式30-4⑦ (配膳室什器・備品見積書)	本様式は中学校毎(61校分)に作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	様式集							様式32	変動料金の年間費用見積額は事業期間合計見積額を維持管理・運営期間(14年11カ月)で除した金額を記入すれば宜しいでしょうか。 また、除した金額で1円未満は切り捨てで、記載するという理解で宜しいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。 なお、様式32は維持管理費見積書となり、維持管理業務費は固定料金のみ支払いであることに留意してください。
110	様式集							様式33	費目12に「光熱水費」とありますが、欄外の備考に「光熱水費は含まないでください」と記載があります。備考が誤りとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
111	様式集		様式 40-1					市内事業者への 発注	運営企業が雇用する調理員の人件費や水道光熱費についてはこちらではなく様式40-2に記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	基本協定書(案)	5	7					事業契約	代表企業を除く落札者が参加資格の喪失により違約金が課される場合、代替企業を選定することで事業が継続可能な場合は、当該違約金は課されない建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	ご理解のとおりです。
113	基本協定書(案)	6	第11条	2				解除並びに違約金等	念のための確認ですが、当該違約金の支払責任者は、優先交渉権者として決定されたグループの代表企業、構成員及び協力企業であって事業予定者(SPC)は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	基本協定書(案)	6	第11条	3				解除並びに違約金等	念のための確認ですが、当該違約金の支払責任者は、優先交渉権者として決定されたグループの代表企業、構成員及び協力企業であって事業予定者(SPC)は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	事業契約書(案)	4	1	2				第15条 統括責任者及び業務責任者	設計・建設業務総括責任者と設計業務責任者と建設業務責任者と配膳室新設・改修業務責任者は互いに兼務可能でしょうか。兼務可能な組合せをご教示ください。	責任者の兼務は、要求水準書2.1.2.に再整理して公表します。要求水準書を修正します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
116	事業契約書(案)	7	1	2	第20条	6		許認可、届出等	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	事業契約書(案)	8			第21条	4		構成事業者等外者の使用	第4項では、当社他の構成事業者が、事業計画書に記載のない事業者に下請・再委託をする場合は、その下請契約等の締結の14日前に市から承諾を得ることになっています。多くの下請業者からなる当社等の建設業務には、多大な事務負担に係るものとなります。、ただし、建設業務における再下請人等に関しては、市は、承諾に代えて、事業者に対して、再下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することで足りるものとするに変えていただけないでしょうか。	第21条第4項の再請負人等に関する市の承諾は、再委託に限りです。下請けについては、商号又は名称その他必要な事項の通知でよいものとします。
118	事業契約書(案)	8	1	2	第22条	4		本件業務の遂行に伴う近隣対策	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	事業契約書(案)	9	1	2	第23条	3		緊急時の対応	第7章の規定に従い、貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	事業契約書(案)	10	1	3	第27条	2		市による要求水準書の変更協議	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	事業契約書(案)	10	1	3	第27条	6		市による要求水準書の変更協議	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	事業契約書(案)	11	1	4	第29条	4		事業計画書	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	事業契約書(案)	12	2	1	第31条	2		第31条(設計・建設業務のモニタリング)	“市から前項の要求を受けた場合には、5日以内に”とありますが、“5営業日以内”への変更をしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
124	事業契約書(案)	14	2	3	第36条	4		設計の変更	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	事業契約書(案)	14			第36条	4		第36条第4項(設計の変更)	本規定の通り、木質化の設計変更による増加費用がある場合、設計費用、工事費用及び合理的な金融費用を含めて貴市が負担するという理解で宜しいでしょうか。	事業者が市からの求めに応じて設計変更を行う場合については、ご理解のとおりです。
126	事業契約書(案)	17	2	4	第42条	5		建設関連業務の中止	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	事業契約書(案)	17	2	4	第43条	1		建設現場における安全管理等	第93条の規定に従い、貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
128	事業契約書(案)	18	2	4	第44条	1		本件施設等の建設工事に伴い第三者に及ぼした損害	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	事業契約書(案)	19	2	5	第46条	3		什器備品等の契約不適合責任	本条にもとづき、減額されるサービス対価にはサービス対価AおよびBは含まれないという理解でよろしいでしょうか。	サービス対価A又はBを減額します。
130	事業契約書(案)	21	2	6	第50条	2		引渡の遅延等による費用等の負担	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	事業契約書(案)	22	2	6	第53条	3		引渡し	プロジェクトファイナンスでの融資実行を受けるためには、金融機関に対し、施設引渡しが済んだことを確認できる証拠の提出を必要とします。 本事業において、施設引渡し後に、貴市から引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、発行いただける場合、引渡しからどの程度の期間でご対応いただけますでしょうか。	第53条第1項の目的物引渡書を市が受領した後に、必要に応じた書面を発行します。
132	事業契約書(案)	26	4	1	第61条	2	(1)	維持管理・運営業務	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	事業契約書(案)	27	4	1	第65条	2		市が行った調理設備の修繕および更新に伴うサービス対価の変更	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Dの維持管理業務費の増加費用等を市が負担しますので、金融費用は含みません。
134	事業契約書(案)	28	4	1	第66条	8		第66条 維持管理・運営業務のモニタリング	開業準備業務及び維持管理・運営業務のモニタリングの結果、サービス対価の減額又はその支払いが停止される場合にも、サービス対価A2は対象外ということでよろしいでしょうか。(建設業務としては業務を履行済みのため。)	ご理解のとおりです。
135	事業契約書(案)	28	4	2	第68条	5		異物混入・食中毒等	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、金融費用についても含まれる場合、合理的な範囲で当該金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Dの運営業務費の増加費用等を市が負担しますので、金融費用は含みません。
136	事業契約書(案)	29	4	2	第69条	1		維持管理・運営業務に伴う第三者に及ぼした損害	貴市において、損害賠償等をご負担いただく場合、金融費用についても含まれる場合、合理的な範囲で当該金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Dの増加費用等を市が負担しますので、金融費用は含みません。
137	事業契約書(案)	32	6	1	第76条	3		本件業務の終了に伴う検査及び支払い	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	金融費用は含みません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
138	事業契約書(案)	33	6	2	第79条	1		談合その他の不正行為に係る市の解除権	「(前略)事業者の代表事業者、構成事業者又は協力事業者が(後略)」が本条各号に規定される談合事由に抵触した場合において、SPC自体が談合事由等に抵触する可能性は想定し得ないかと存じますので、本条の削除等、ご検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
139	事業契約書(案)	34	6	2	第80条	2		引渡し前の解除の効力等	本施設引渡し以降から配膳室引渡し前までの期間の違約金額はサービス対価B(税込)×10%及び第2年度のサービス対価D(固定料金・変動料金・税込)×10%の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	事業契約書(案)	33	6	2	第80条	3		本施設等の引渡し前の解除の効力等	貴市が取得する出来高部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	事業契約書(案)	35	6	2	第80条	4		引渡し前の解除の効力等	「一括払いにより支払う場合には、残債務額に金利は付さない。」と記載されておりますが、金融機関への返済が困難となる可能性がございますため、合理的な金融費用(金利、ブレックファンディングコストを含む。)もお支払い頂けますようご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
142	事業契約書(案)	35	6	2	第80条	4		引渡し前の解除の効力等	出来形部分には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	事業契約書(案)	36	6	2	第84条	1		市の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等	貴市が取得する出来高部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	事業契約書(案)	38	7	1	第89条	2		法令の変更による費用・損害の扱い	貴市において、増加費用等をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	事業契約書(案)	40						第93条(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	建築コストが上がる傾向にある社会情勢の中、令和6年1月19日付け府政経シ第24号として内閣府政策統括官から各自治体向け通知「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について」を踏まえ、工期内に労務費や材料高騰等により基準指数等が物価変動に対して不適合になる場合には変更協議は可能でしょうか。また変更協議できるよう契約書に下記の例文を追記して頂くことは可能でしょうか。例文)物価変動の指数値として採用している指数が労務費・原材料費等により本事業の実態に適合しなくなったりした場合は、対応方法について発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。	原案のとおりとします。 ただし、契約内容が不適当となった場合は、第115条に基づき、市と事業者により協議します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
146	事業契約書(案)	40						第93条(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	増加費用についてはサービス対価 A の元本額及びサービス対価 B の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担するとあります。増加の費用が工期内の労務費や材料費の高騰が原因の場合は100分の1の事業者負担を無くしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
147	事業契約書(案)	40						第93条(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	24年12月13日施行の改正建設業法で、工事受注者が契約前に資材価格高騰等の「リスク(おそれ) 情報」を注文者に通知することが義務化されましたが、事業契約書(案)において、不可抗力による増加費用・損害の扱いの条項と照らしあわせまして、改正建設業法の主旨と本条項の関連についてお考えをお聞かせください。	本事業では、ご質問の通知の有無にかかわらず、事業契約書に基づいて協議を行います。
148	事業契約書(案)	40						第93条(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	「本契約締結から本件施設等引渡予定日の前日までの期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額」とありますが、物価変動に関する起算日は、提案限度額が示された募集要項等公表日と考えてよろしいでしょうか。昨今の物価の高騰や2024年問題による労務費の高騰により、建設費も著しい上昇が生じております。物価上昇の起算日を債務負担行為が確定した日として頂くなど物価高騰へのご配慮をお願いいたします。	不可抗力により、事業者が生じた本事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額を第93条に基づき負担します。
149	事業契約書(案)	43	9		第103条			提案書類の内容を履行しなかった場合の措置	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	原案のとおりとします。
150	事業契約書(案)	44	9		第107条			暴力団等の排除措置	事業契約第80条、81条に規定する違約金のほか、SPCに対して、更に違約金として支払義務が課される規定となっており、その場合、本項違約金の支払に備えて、リザーブ対応等に多額の資金が必要となります。過大な違約金設定に加え、昨今の資材価格高騰等も相俟って、プロジェクトファイナンスによる資金調達が困難となり、ひいては、入札不調にも繋がりがかねないものと思料されます。円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、当該違約金は基本協定書第11条にのみに規定し、違約金支払義務等が構成企業・協力企業にのみ発生する建付けに変更いただくことをご検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
151	事業契約書(案)	57	別紙 4-1 1					サービス対価の構成	配送車をリースではなく一括購入する場合、費用区分はサービス対価Aでよろしいでしょうか。また、サービス対価Aとする場合、「様式30-4①初期調達費見積書」についてはどの項目に費用を記載すればよろしいでしょうか。	リース、一括購入にかかわらず配送車両調達費は、サービス対価Dに含めます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
152	事業契約書(案)	57	別紙4-1					サービス対価の基本的な考え方	サービス対価A2(割賦)の元本には、消費税相当額が含まれているという理解でよろしいでしょうか。それとも、引渡し年度等に別途一括で消費税相当額をお支払いいただけるという理解でしょうか。	別紙4-1 2.(1)②のなお書きに示すとおり、サービス対価A2のうち割賦元本の消費税相当額については、サービス対価A1の支払い時に消費税相当額として一括して事業者に支払います。
153	事業契約書(案)	58	別紙4-1	2	(1)			サービス対価A	サービス対価Aに係る消費税は、サービス対価Aの全体の税抜価格に、消費税10%をかけて算出する理解で宜しいでしょうか(様式30-4①の「B列85行目」の消費税相当額と同額を記載)。	サービス対価A1とサービス対価A2のうち割賦元本に係る消費税相当額としてください。
154	事業契約書(案)	59	別紙4-1	2	(1)	①		サービス対価A1	サービス対価A1の増減については、事業者側の事由ではなことから、サービス対価A1減少に伴う金融機関への事務手数料等の追加費用や割賦料増加に伴う利息増加分は、貴市に負担いただくようお願いいたします。	原案のとおりとします。
155	事業契約書(案)	59	別紙4-1	2	(1)	②		サービス対価A2	サービス対価A-2に端数が生じた場合、当該端数は初回または最終回のどちらで調整すればよろしいでしょうか。	初回で調整してください。
156	事業契約書(案)	59	別紙4-1	2	(1)	②		サービス対価A2	サービス対価A-2の消費税相当額は、サービス対価A2(税抜)の全体額に10%を乗じて算出する理解で宜しいでしょうか。	サービス対価A2のうち割賦元本に係る消費税相当額としてください。
157	事業契約書(案)	60	別紙4-1	2	(2)			サービス対価B	サービス対価Bに係る消費税は、サービス対価Bの全体の税抜価格に、消費税10%をかけて算出する理解で宜しいでしょうか(様式30-4①の「B列99行目」の消費税相当額と同額を記載)。	ご理解のとおりです。
158	事業契約書(案)	60	別紙4-1	2	(2)			サービス対価B	サービス対価Bは新設・改修が予定されているすべての配膳室が引き渡された後に請求し、貴市が請求書受領後30日以内の支払うとございますが、支払回数が1回ではなく2回あるように見受けられます。すべての配膳室が引き渡された後だけではなく、令和10年度にも年度末の出来高をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	令和10年度、令和11年度の各年度に新設又は改修が予定されているすべての配膳室を市に引き渡した後、支払いますので、支払回数は2回となります。 なお、令和9年度以前に引渡しを行う場合の支払いは、No.2を参照してください。
159	事業契約書(案)	60	別紙4-1	2	(4)			サービス対価D	サービス対価Cに係る消費税は、固定料金の四半期ごとの税抜価格に消費税10%をかけた金額と、変動料金の四半期ごとの税抜価格に消費税10%をかけた金額を合算して算出する理解で宜しいでしょうか。 また、総額に消費税10%をかけた場合と各支払回ごとに消費税10%をかけた場合で差額が生じる時、総額に金額を合わせる場合は各四半期の最終支払回において調整を行う理解で宜しいでしょうか。	サービス対価Dに関する質問であれば、前段、後段ともにご理解のとおりです。
160	事業契約書(案)	61	2	(4)	①			固定料金部分	「サービス対価Dの固定料金部分は、四半期ごとに、年間の支払額の4分の1相当額を維持管理・運営期間中に計59回支払う。」とありますが、端数が生じた場合は各年度の初回において、端数調整を行う理解で宜しいでしょうか。	各四半期の初回支払回において調整してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
161	事業契約書(案)	61	別紙4-1	2	(4)	①		サービス対価D	「四半期ごとに、年間の支払額の4分の1相当額を～支払う」と記載されておりますが、端数が生じた場合は各年度の初回において、端数調整を行う理解で宜しいでしょうか。	No.160を参照してください。
162	事業契約書(案)	62	別紙4-1	4	(1)	①	ア	賃金水準又は物価水準の変動に伴う改訂	改定の対象となる費用として、「調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置に係る工事は除く」とありますが、本事業は日本最大級の学校給食センターの整備事業ですので、調理備品や食器・食缶の調達においても相当な量を調達することとなりかなりの金額となることが見込まれます。原材料費の高騰の影響を受けやすいこれらに関しましても改定の対象としていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
163	事業契約書(案)	62						サービス対価の改定及び変更	サービス対価の改定が直接工事費のみが対象だが、設計、工事監理、調理備品等の調達・設置等に係る工事についても対象に含むようにしていただけませんでしょうか。	原案のとおりとします。
164	事業契約書(案)	64	別紙4-1 4	(3)				サービス対価の改定及び変更 サービス対価D	初年度改定費の比較指数月はサービス対価A、B同様入札日が属する月との理解でよろしいでしょうか。	初回の改定前のサービス対価に用いる指数は、令和5年8月から令和6年7月までの「企業向けサービス価格指数」又は「消費者物価指数」の平均値とします。
165	事業契約書(案)	77	別紙9					開業準備業務及び維持管理・運営業務のモニタリング	念の為の確認にはなりますが、サービス対価A、Bについては、維持管理運営業務期間におけるモニタリングによる減額対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	事業契約書(案)	84						別紙11 保証書	什器備品等搬入設置業務と、本件施設等の建設業務を、事業者から直接請け負う者すべてが差し入れる必要がありますか。(例えば、本件施設等の建設業務を建設企業JVのサブで請け負う者の扱いはどうなりますか。)	什器備品等搬入設置業務と本件施設等の建設業務を担当し、第46条及び第55条の契約不適合責任を負う直接請負人等が対象となります。
167	その他								実施方針に関する質疑回答について、要求水準内で修正がないものは現在も有効という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書や質問回答等の優先順位については入札説明書の「1. 入札説明書の定義」の記載のとおりです。